

第19号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

品川区長 濱 野 健

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(4)の表17の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

別表(5)の表60の2の項金額の欄および同表60の3の項金額の欄中「または第2号エ」を「もしくは第2号エ」に、「場合は」を「場合または第1号エもしくは第2号エに規定する部分を除く場合は」に改め、同表60の3の2の項金額の欄中「額」を「額とし、同法第29条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）について、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下この項、次項および60の5の項において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合（エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。）の手数料の額は、第1号に掲げる額と同額）」に改め、同表60の3の3の項金額の欄中「額」を「額とし、他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合（エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。）の手数料の額は、第1号に掲げる額と同額）」に改め、同表60の4の項金額の欄中「額および」を「額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積に

より算出した額) および」に、「額) とし、認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等(同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。)を設ける場合の手数料の額は、当該申請建築物における一の建築物の手数料の額および他の建築物における一の建築物の手数料の額を合算した額) とし、認定申請に併せて同法」に改め、同表60の5の項金額の欄中「額および」を「額(共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額) および」に、「額) とし、認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。)を行う場合の手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額(性能向上計画認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の手数料の額は、前項に掲げる額と同額)) とし、認定申請に併せて同法」に改め、同表60の6の項金額の欄中「額および」を「額(共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額) および」に改め、同欄第2号ア中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)」に改め、同号カを同号クとし、同号オを同号キとし、同号エ中「とき」の次に「。この場合において、共同住宅の申請を行

うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積により手数料の額を算出する」を加え、同号エを同号カとし、同号カの前に次のように加える。

オ 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分であってフロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)および同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合の申請のとき。

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,100円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 157,000円

別表(5)の表60の6の項金額の欄第2号ウ中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)もしくは(ii)」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)および同号ロ(3)」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建て住宅のうちモデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)(i)および同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合の申請のとき。

(ア) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,7

00円

(1) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19, 1

00円

別表(5)の表60の7の項事務の欄中「(平成28年国土交通省令第5号)」を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(説明) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等が改正されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る手数料を見直す必要がある。